

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

安芸高田市建設部管理課

令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の早期適用については、「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和4年2月18日付け国官技第282号）により、市発注業務において次のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

1 対象となる契約

令和4年3月1日以降に契約を締結する業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

2 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の業務価格＝当初請負額／当初官積算額×新技术者単価により積算された官積算額

3 事務処理

「設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領」による。